

もつお済みですか？

所得税の確定申告、市・県民税の申告はお早めに

所得税の確定申告と市・県民税の申告書の提出・相談を、次の会場で3月15日（火）（土・日曜日を除く）まで受付けています。

会場①確定申告書の提出・相談

イオンモール成田
2階イオンホール
（成田市ウイング土屋）

■時間 午前9時～午後4時
（提出は午後5時まで）

会場②確定申告書

市・県民税申告書の提出・相談
市役所旧保健センター
※3月6日（日）は、市・県民税申告書のみ、提出・相談を受け付けます。会場が旧保健センター（左図参照）に変更になりましたので、ご注意ください。

■時間 午前9時～正午／午後1時～4時
午前中の個別相談の順番は、警備の都合上、午前8時10分に抽選を行い、以降は先着順になります。なお、個別相談は大変混み合いますので、混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。

市役所の会場は、旧保健センターです



※昨年の会場が変わっていますので、ご注意ください。

「ご注意ください！」
市役所で受けられない相談

確定申告のうち、次の相談は市で受け付けることができません。イオンモール成田の会場で相談してください。

- 住宅借入金等特別控除（初める人・連帯債務のある人）の申告
- 営業や農業などの事業収入や不動産収入が500万円以上の申告
- 事業を開始して初めての申告
- 青色申告
- 譲渡所得（土地、建物、株式、会員権の売却など）の申告
- 配当所得の申告
- 災害の控除（東日本大震災、台風災害などに係る雑損控除なども含む）の申告
- 贈与税、消費税の申告、準確定申告
- 平成26年分以前の申告

※その他、内容によってイオンモール成田を案内することがあります。

問い合わせ先

課税課市民税班
☎（93）1111
内線217～219
成田税務署
☎（28）5151
（自動音声で担当に案内）

4月1日は課税の基準日です 軽自動車税に関するお知らせ



廃車や名義変更は
届け出が必要ですよ

問 課税課市民税班 ☎（93）1111
内線218～219



税率の変更について

税制改正による軽自動車税の税率の変更についてお知らせします。

平成27年度課税分からの変更

■四輪車等の税率
四輪車等の軽自動車のうち、平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたものについては、表①のとおり、平成27年度から新税率が適用されています。

■軽自動車検査協会
軽自動車検査協会
千葉事務所
☎050（381）3114
▼軽二輪・二輪小型自動車
関東運輸局千葉運輸支局
☎050（540）2022
▼125cc以下のバイク、農耕用小型特殊自動車など
※ナンバープレート（標識）、印鑑、標識交付証明書が必要ですよ。
課税課市民税班

表①

車種		従来（年額） 平成27年3月31日以後に車両番号の指定を受けたもの	新税率（年額） 平成27年4月1日以後に車両番号の指定を受けたもの
四輪・乗用	自家用	7,200円	10,800円
	営業用	5,500円	6,900円
四輪・貨物用	自家用	4,000円	5,000円
	営業用	3,000円	3,800円
三輪		3,100円	3,900円

表③

車種		重課税率（年額）
四輪・乗用	自家用	12,900 円
	営業用	8,200 円
四輪・貨物用	自家用	6,000 円
	営業用	4,500 円
三輪		4,600 円

※電気、天然ガス、メタノール、混合メタノールの軽自動車、または、ガソリンハイブリッドの軽自動車・被けん引車は除く

表②

車種	現行（税額）	新税率（年額）
原動機付自転車	50cc以下	1,000円
	50cc超90cc以下	1,200円
	90cc超125cc以下	1,600円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	2,400円
	250cc超	4,000円
二輪の小型自動車	農耕作業用	1,600円
小型特殊自動車	その他のもの	4,700円

■平成28年度課税分からの変更
二輪車等の税率
②のとおり、平成28年度から新税率が適用されます。

市税休日納付相談

納付が困難な人は、一人で悩まず、早めに相談を
■日時 3月27日（日）
午前9時～午後4時

■場所 国保年金課
（出入り口は休日夜間受付になります。）

■納付相談などの対象
市・県民税

○固定・都市計画税

○軽自動車税

○国民健康保険税

■問い合わせ先

納税課納税班
☎（93）0433
国保年金課国保税班
☎（93）4084

3月は市税収納強化月間です。

税負担の公正・公平性の確保と各種行政サービスの維持を目的に、3月を収納強化月間として電話催告を実施します。



問 納税課納税班 ☎（93）0433

市税の延滞金について

延滞金は、市税を納期限までに納めた人との公平性を確保するために、本税に加算して徴収するものです。

納期限を過ぎてからの納付は、その遅延した税額と期間の日数に応じて計算した延滞金が加算されます。

延滞金の計算方法

適用期間 (1月1日～12月31日)	納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	納期限の翌日から1か月を経過した日～納付日までの期間
平成22～25年	年4.3%	年14.6%
平成26年	年2.9%	年9.2%
平成27～28年	年2.8%	年9.1%

※法人市民税は、申告の時期、更正、修正などにより算出方法が異なります。

（例）平成27年度課税の計算

延滞金＝（税額×A÷365日×2.8%）＋（税額×B÷365日×9.1%）
A…納期限の翌日から1か月を経過する日までの日数
B…納期限の翌日から1か月を経過した日の翌日から、納付した日までの日数

問 納税課

☎（93）0433
☎（93）0433

■注意事項

○税額が2,000円未満、または、算出した延滞金が1,000円未満の場合は延滞金はかかりません。
○税額に1,000円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算します。
○算出した延滞金に100円未満の端数がある場合、端数金額は切り捨てます。